

処理困難物のお取扱いについて

平素は廃棄物処理業務にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、建築リサイクル法では、排出事業者の「事前調査の義務付け」明記されております。
 また、廃棄物処理法では、**廃棄物の性状・荷姿についての事前の告知義務**もございます。
 廃棄物の中には、弊社が収集運搬または中間処理の許可を取得していない品目もございます。
 弊社で働く、**分別作業員の災害防止の観点**からも、何卒ご注意くださいようお願いいたします。

お取扱いできないもの

廃棄物処理法、その他法令等により**当社ではお取扱いができません。**
 申し訳ございませんが、**専門業者**をご紹介させていただきます。

				
医療系廃棄物 注射針(未使用品も含む) 薬剤・薬品・使用済み容器 ・ 感染の恐れがあるため	残土 廃棄物ではありません が「残土はよくふるう」 ・ 各自治体により残土条件有	生石灰 中和剤・凝集材・土壌改良剤 ・ 火災の原因となります	花火・マッチ・ライター ・ 火災の原因となります	PCB含有:コンデンサー・トランス 処分先・運搬も専門業者となる 処分予約に数年かかる
				
毒物・その容器	引火性のあるもの プライマー・ガソリン・灯油 特別管理産業廃棄物の該当	揮発性液体 シンナー	高圧ガス容器 中身が入っているもの または中身確認が出来ないもの 切断してあるもののみ	スプレー缶 中身が入っているもの 必ず穴を開孔
				
汚泥(容器に入れる) 上を歩行が困難な状態 くるぶしまで埋まるもの ・ 乾燥させても汚泥扱い	塗料(排油・汚泥) 水性塗料:汚泥 油性:排油 固まれば 廃プラ 扱い	消火器(中身入り) または 中身確認が出来ないもの 汚泥と金属の複合	廃酸・廃アルカリ Ph2以下 Ph12.5以上 特別管理産業廃棄物の該当	廃酸・廃アルカリ Ph2超~Ph12.5未満 上記以外は 特管産廃 フタが出来る状態
				
廃石棉(飛散性) レベル1(吹付石棉等) ・二重梱包 ・事前協議が必要な場合あり	廃石棉(準飛散性) レベル2(配管エルボ等) ・二重梱包 ・事前協議が必要な場合あり	燃え殻 地中障害系の燃え殻 成分分析表が必要となる ・ 火事ゴミは自治体に確認	排油含有ウェス 引火点70°C未満の廃油は、 特別管理産業廃棄物	含油土砂 引火点70°C未満の廃油は、 特別管理産業廃棄物
				
小型二次電池 非常灯や工具に使用 必ず 絶縁処理 を行う ・製造元へ返却	鉛蓄電池(バッテリー) フォークリフトのバッテリー等 pH値によっては 特電 になる ・製造元へ返却	小型一次電池・乾電池 工具等に使用 汚泥と金属の複合 ・製造元へ返却	ニタン電池 機器に内蔵している場合があります。 かならず確認していただき、 抜くように注意してください。	一般廃棄物 通常産廃として搬出できない
				
PCB含有:蛍光灯安定器 処分先・運搬も専門業者となる 処分予約に数年かかる。	油付き油圧ホース	ヒ素入り石膏ボード 吉野石膏OYと青字で刻印 ・277057と277058が該当 原則、小名浜吉野へ直送	カドミウム入り石膏ボード 日当石膏ボード(株)で刻印 ・265024と265023が該当 管理型処分場へ直送	神具、仏壇、ご位牌 ペット関連の物も同様です。

他施設への運搬となるもの

	当社中間処理施設で、原則お取扱いが出来ない為、 他社施設への搬入 となります。 (別途「契約」と、事前の「搬入予約」が必要となる場合がございます)
廃石含有産業廃棄物 レベル3(形成版等) ・スレート・ケイカル版・Pタイル等 ・事前協議が必要な場合あり 原則、最終処分場へ直送	

家電・パソコンリサイクル法に基づく処分

	当社持込み品は資源有効利用促進法に基づく処分は致しません。
特定家電製品 家電リサイクル法対象品 業務用はフロン処理すれば可 (フロンの抜き取り証明が必要)	

混入していた場合

これらのものが混入していた場合、
処理をせず返却をいたします。
その場合、運搬費として
10,000円/台
を請求させていただきます。



株式会社 日成ストマック・トーキョー
 〒134-0084 東京都江戸川区東葛西3-17-15
 TEL03-0567-0555 FAX03-5676-0559